

## 地方への人の流れを加速化させ持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築（概要）

背景

- 新型コロナウイルス感染症の影響 ○人口・経済活動の大都市への過度な集中 ○テレワーク、兼業・副業等の新しいスタイルの働き方 ○田園回帰による人の流れの加速化 ○少子高齢化・人口減少  
○農村の持つ価値や魅力の再評価 ○持続的な低密度社会の実現 ○大都市から農村への人口分散 ○災害に強い持続的な国土保全、みどりの食料システム戦略、2050年カーボンニュートラル、SDGsへの貢献

## 今後の施策の方向性

# しごとづくりの施策 (農村における所得と雇用機会の確保)

- 農村の担い手として、多様な形で農に関わる者が十分な所得を確保できるよう、農村の地域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進



## 土地利用の施策 (人口減少社会における長期的な土地利用の在り方)

- 食料の安定供給のための農地の確保を前提として、有機農業や放牧など持続可能な土地利用とこれを支える農地・農業水利施設の整備



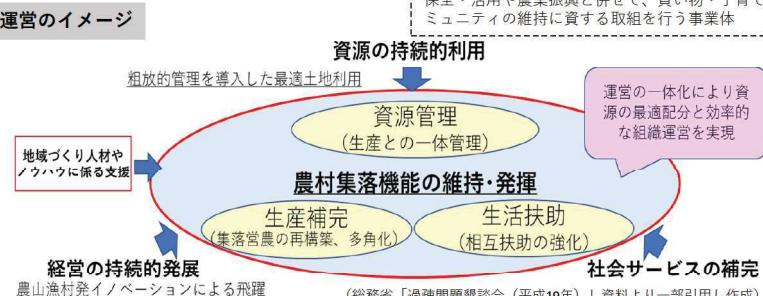
くらしの施策

(中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備)

- ## ○農村集落の共同活動の推進や、 業体（農村RMO）の育成等

農村 RMO (Region Management Organization) :

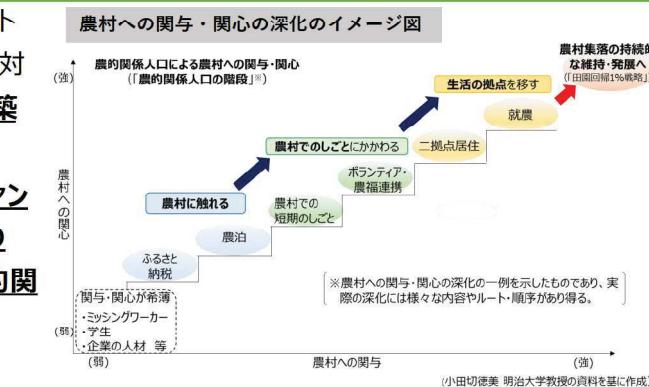
(複数の) 集落の機能を補完して、地域資源(農地・水路等)の保全・活用や農業振興と併せて、買い物・子育て支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う事業体



- 情報通信基盤など生活インフラの整備や、ため池の防災・減災対策の推進

### 活力づくりの施策 見える新たな動きや活力の創出)

- ## ○地域づくり人材の育成やネットワークづくり、地方自治体等に対する広域的なサポート体制の構築



### 関係府省で連携した仕組みづくり

関係府省、地方自治体、事業者と連携・協働し、施策を一体的に講ずる「**地域政策の総合化**」の推進



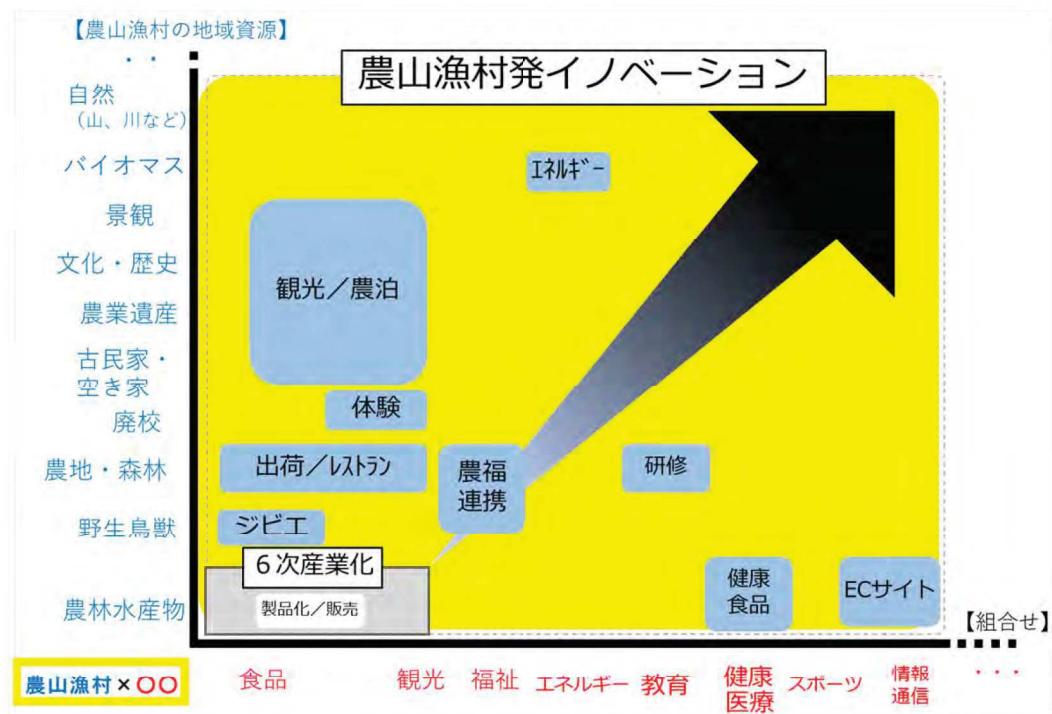
地方への人の流れを加速化させ  
持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築  
— 令和2年食料・農業・農村基本計画の具体化に向けて —

この中間とりまとめは、これまでの両検討会における議論を踏まえ、  
大都市への過度な集中を是正し、地方への人の流れを加速化させることで、  
多様な主体が農村に定住し、新しいライフスタイルを実現するとともに、  
災害に強く、持続的で強靭な国土を実現するために、  
今まさに求められている「新しい農村政策」の方向性を示したものである。

令和3年6月4日

新しい農村政策の在り方に関する検討会  
長期的な土地利用の在り方に関する検討会  
＜中間とりまとめ＞

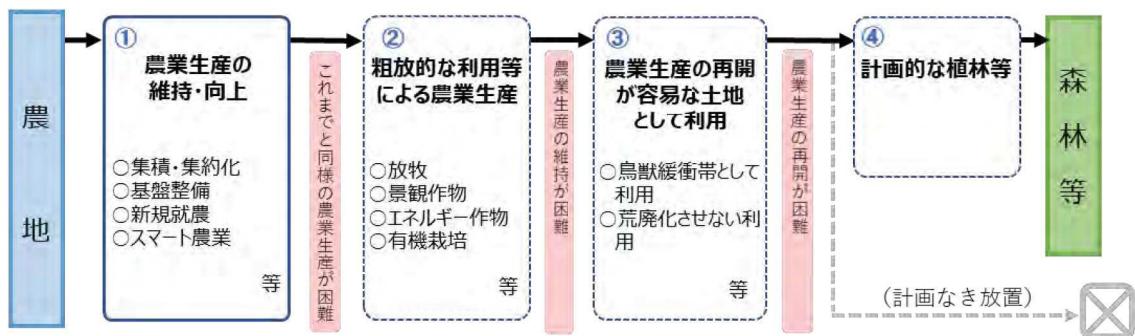
### 地域資源を活用した農村における所得と雇用機会の確保



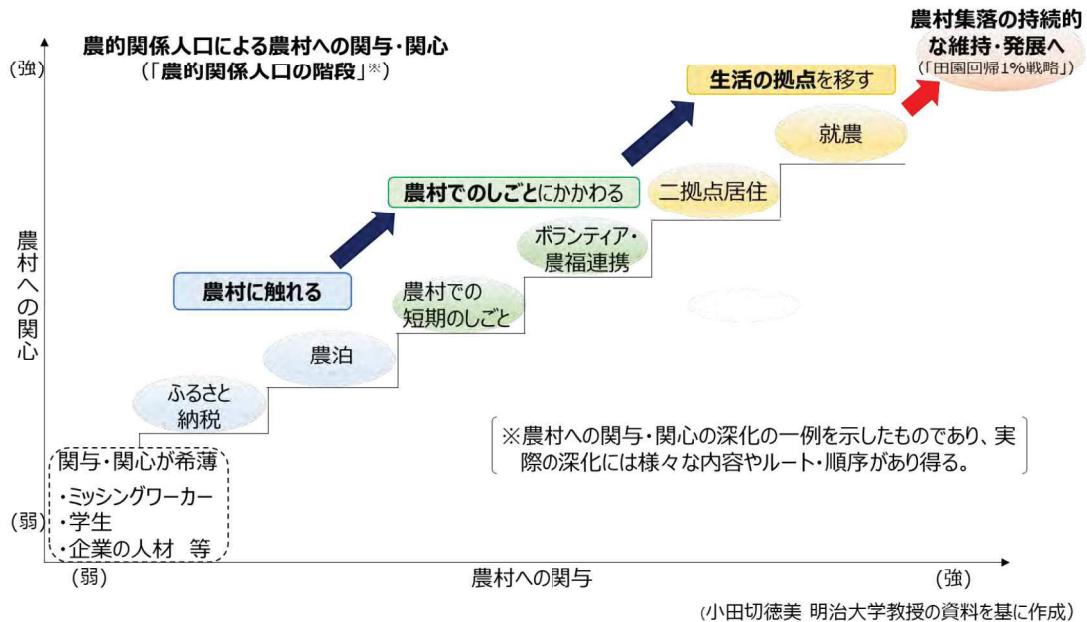
## 農村に人が住み続けるための条件整備



## 人口減少社会における長期的な土地利用の在り方



## 農的関係人口の拡大・深化を通じた農村を支える活力の創出



## 目 次

1	はじめに .....	- 1 -
(1)	背景 .....	- 1 -
(2)	新しい農村政策の在り方に関する検討会 .....	- 2 -
(3)	長期的な土地利用の在り方に関する検討会.....	- 3 -
2	しごとづくりの施策 .....	- 4 -
(1)	基本的な考え方 .....	- 4 -
(2)	今後の施策の方向性 .....	- 7 -
3	くらしの施策 .....	- 9 -
(1)	基本的な考え方 .....	- 9 -
(2)	今後の施策の方向性 .....	- 11 -
4	土地利用の施策.....	- 13 -
(1)	基本的な考え方 .....	- 13 -
(2)	今後の施策の方向性 .....	- 15 -
5	活力づくりの施策 .....	- 17 -
(1)	基本的な考え方 .....	- 17 -
(2)	今後の施策の方向性 .....	- 19 -
6	関係府省で連携した仕組みづくり .....	- 22 -
(1)	基本的な考え方 .....	- 22 -
(2)	今後の施策の方向性 .....	- 23 -

## 1 はじめに

### (1) 背景

令和2年初頭から続く新型コロナウイルス感染症の影響は、社会経済の有り様や人々の価値観に、大きな変化をもたらしている。

新型コロナウイルス感染症の影響は、人口や経済活動が大都市に過度に集中し、地域偏在的であることや、業種によっては感染症や大規模災害等不測の事態に対し脆弱であることを大きく印象付けた。こうしたリスク認識に加え、テレワーク、兼業・副業等の新しいスタイルの働き方の普及・定着を背景として、U・Iターン等地方への移住を考える人々が若い世代を中心に増加してきているなど、これまでの田園回帰による人の流れに加えて、大都市から地方への新たな人の流れが今まさに生まれようとしている。この社会経済の大きな変化を目前にして、人の流れの先の一つとなる農村地域に対する政策も、その在り方が改めて問われ、また、その重要性がかつてないほどに高まっている。

我が国には、少子高齢化・人口減少の波が押し寄せており、農村地域は今後、非農業者も含めた更なる人口の減少や、存続が危ぶまれる集落の増加に直面することになる。その一方で、現に、関係人口の創出と地域づくりをうまく融合させた「にぎやかな過疎」が形成される地域も出てきている。これに加えて、いまだ予断を許さない状況にある新型コロナウイルス感染症の影響は、農村にとってマイナスに働く可能性もあるものの、大都市への過度な集中を是正し、それによって我が国全体の人口減少を和らげるとともに、持続的な低密度社会を実現するための大きな転換点ともなり得る。

このように、農村の持つ価値や魅力を活かし、田園回帰による人の流れを加速化させ、地域での居住や関わりの選択肢を増やして大都市から農村に人口分散を図ることは、我が国全体の人口減少の緩和に加え、農林水産業の持続的な展開を通じて、将来にわたる食料安全保障の確立や、災害に強い持続的な国土保全などの多面的機能の発揮を図る観点から極めて重要である。

また、農村で環境調和型の農業生産活動等が推進されることは、生態系サービスの保全や、地域の魅力向上につながるものであり、農林水産省が提唱する「みどりの食料システム戦略」の実現にも資するものである。さらに、食料やエネルギーなどの地域の様々な資源が効率的に活用される地域経済循環の形成を目指すことは、地域の雇用と所得の向上だけでなく、2050年カーボンニュートラルの実現にも資するものであり、これらの取組はいずれも、持続可能な開発目標（SDGs）に貢献するとともに、国民の幸福度の向上（Well-Being）につながるであろう。

こうした状況を踏まえれば、今こそ、農村政策を大胆に見直し、世代やジェンダーを超えて、農業従事者だけではない多様な者が農村に集結し、地域に根差して、国民の生活に必要不可欠な食料を生み出す農業をはじめ、地域資源を最大限に活用した様々な事業を営むこ

とを推進すべき時である。

令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」(以下「令和2年基本計画」という。)においては、農村の持つ多面的機能を活かしながら、農村を次の世代に継承していくために、「しごと」「くらし」「活力」の3つを柱とし、関係府省・地方自治体・事業者による施策をフル活用し、一体的に講ずる「地域政策の総合化」を推進することとした。

令和2年基本計画の下で施策を具体化するに当たって、幅広い視点から検討を行うため、令和2年4月に「新しい農村政策の在り方に関する検討会」及び「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」を設置し、それぞれのテーマに即し、議論を展開してきた。両検討会のテーマは、いずれも、今後の農村において、多面的機能を発揮しながら地域を維持し、次の世代に継承していくための重要な検討課題であり、専門性の高い分野であるとともに、不可分な関係にある。

両検討会においては、現地の取組事例のヒアリングや有識者による報告等を交えながら、それぞれのテーマに沿って踏み込んだ議論を行ってきたところであり、今後の新しい農村政策の方向性及び長期的な土地利用の方向性について、それぞれの内容が調和のとれたものとなるように両検討会が合同で意見交換を行い、一定の結論を得たことから、ここに、中間とりまとめとして整理するものである。

また、令和2年12月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、人口減少等に対応し、農業経営を行う人の確保と農地の適切な利用、農山漁村での所得と雇用機会の確保等の施策について検討し、令和3年6月までに検討結果を取りまとめることとされている。こうした中で、担い手・農地政策とともに、新しい農村政策が、農政の「車の両輪」として一体的に展開されるとともに、新たに、両者をつなぐ「車軸」となる政策が講じられることで、農業政策と農村政策が有機的に連関し、推進されることが重要である。

今後、ここに示す方向性に即して、総合的な農村政策が展開されるよう、農林水産省が中心となり、関係府省・地方自治体・事業者と連携し、一体となって取り組んでいくことが求められる。また、地域住民との距離が近い各地方自治体においても、地域の実情を踏まえつつ、「地域政策の総合化」を推進するための部局横断的な体制整備を行うことが望まれており、農林水産省においても、これが着実な動きとなるよう、後押しが必要である。

## (2) 新しい農村政策の在り方に関する検討会

本検討会は、令和2年4月に設置され、同年5月から10回にわたり、地域づくり人材の育成や、農村の実態把握・課題解決の仕組み、複合経営等の多様な農業経営の推進、半農半X等の多様なライフスタイルの実現、関係人口の呼び込み等、多様なテーマを取り扱ってきた。

このうち、前半では主に地域の支えとなる地域づくり人材の育成について議論し、その議論を基に、農林水産省においては令和3年度から「農村プロデューサー養成講座」を開

講し、人材養成に取り組むこととなった。また、後半では、「農山漁村発イノベーション」の推進、地域運営組織の在り方等について議論を重ね、その中で、地域づくりに係る相談窓口のワンストップ化の課題が提起されたことを受け、令和2年12月に農林水産省が本省、各地方農政局、各県拠点に「農山漁村地域づくりホットライン」を開設した。

本検討会の特徴として、農林水産省のみならず、内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省と、多くの関係府省がオブザーバーとして参加している府省横断的な検討会であることが挙げられるほか、オンラインの手法も駆使しながら議論してきた。

また、委員による発表のほか、山形県における地域づくり人材育成の取組や、全国町村会による地域農政未来塾の取組、地方農政局県拠点の地域支援の取組、島根県における市町村と連携した半農半Xの取組、移住し現地に根付いて活動する若者の取組、高知県における集落活動センターや地域支援企画員の取組など、多様な方々から事例発表をしていただき、その具体的な事例をベースに議論を積み重ねてきたことも特徴である。

さらに、農村において農業を含む様々な事業を展開するに当たっては、土地利用の課題と密接に関連することから、「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」に、小田切座長が出席して意見交換するなど、相互に連携しながら、検討してきた。

### （3）長期的な土地利用の在り方に関する検討会

本検討会は、令和2年4月に設置され、同年5月から8回にわたり、人口減少に伴う農業の担い手の減少により、今後、農地として維持困難となる可能性がある土地の利用方策について検討し、特に、粗放的な土地利用としての放牧や、農地の林地化等を中心に議論を重ねてきた。

本検討会も、国土交通省及び環境省がオブザーバーとして参加しており、国土管理の検討状況や生物多様性の保全について情報提供するなど、府省横断的な検討会として開催してきた。また、農業委員会や県職員等、実際に現場の第一線で活動する委員も交え、現場の実態を踏まえながら検討してきたことが特徴である。

令和2年10月の第4回検討会では、栃木県茂木町に赴き、荒廃農地を活用した放牧の取組について、現地調査し、意見交換を行ったほか、オンライン開催など、様々な手法を用いて議論を深めてきた。

土地利用の在り方を検討するに当たっては、土地利用に係る制度面のみならず、実際に現地での合意形成をどのように行うのか、また、土地の管理を担う主体はどうなるのかについての議論が不可欠である。このため、「新しい農村政策の在り方に関する検討会」における議論の内容や検討状況も踏まえつつ、相互に意見交換しながら進めてきた。

## 2 しごとづくりの施策（農村における所得と雇用機会の確保）

### （1）基本的な考え方

農村においては、特に中山間地域を中心に、土地の制約等から農業経営のボリュームが小さくならざるを得ず、単一品目の農業生産のみでは十分な所得を確保できない地域も少なくない。一方で、農村の居住者を増加させることは、地域の活性化に資するのみならず、持続可能な低密度社会を実現し、過度な大都市集中の是正にもつながる。

このため、特に中山間地域においては、中山間地域等直接支払などの日本型直接支払<sup>1</sup>を活用し、多面的機能の発揮の点からも重要な役割を果たしている農業生産活動が継続されるよう、集落機能を強化しながら、地域の特性を活かしつつ、複数の作物を組み合わせた複合経営等の多様な農業経営を推進し、農業の担い手の裾野を広げつつ農業の振興を図る必要がある。

さらに、従来から農村、特に中山間地域においては、農業以外も含め、様々な事業の組合せによる多業的な経済活動が行われてきており、検討会においても、農業と民宿等を組み合わせて生活している徳島県への移住者や、島根県における半農半X実践者への支援についてヒアリングと意見交換を行った。その結果、今後の農村政策の実施に当たっては、農業以外の所得と合わせて一定の所得を確保できるよう、多様な雇用機会を創出し、安心して農村で働き、生活できる環境を整えていくことが重要であるとの認識が共有化された。

（図1）

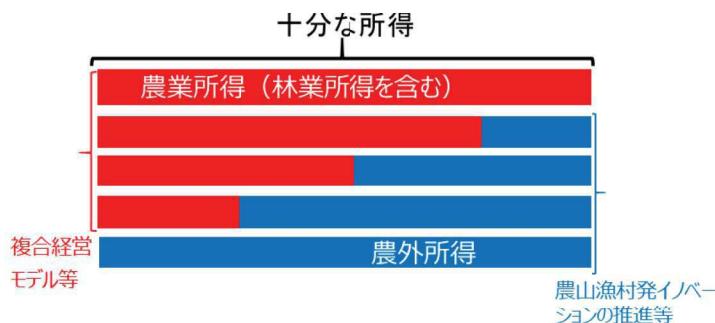


図1 農業所得と農外所得の組合せ

こうした中山間地域をはじめとして、農村における所得と雇用機会の創出に当たっては、かつては、企業誘致による地域外からの産業の導入が中心であり、地域農業と調和の取れた産業導入施策が講じられていたが、近年では、こうした地域外からの産業導入は、企業

<sup>1</sup> 「日本型直接支払」とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）に基づく、中山間地域等直接支払、多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払を指す。

の海外展開等もあり、頭打ちになっている。一方で、一部地域では、6次産業化、農泊、ジビエ利活用、農福連携などの地域内発型の取組が活発に行われてきている。

こうした状況を踏まえ、今後は、地域全体としての所得向上のため、従来の農業者が加工・販売などにも取り組む6次産業化の取組をこれまで以上に加速化するとともに、その考え方を拡張し、農村が有する地域資源を発掘し、その価値を磨き上げた上で、農業以外も含む他分野と「農村資源×○○」の様々な形で組み合わせることや、地域内外の幅広い関係者との新たな連携、関連産業の技術の活用等により、新たな事業・価値の創出や所得向上を図る取組である「農山漁村発イノベーション」を推進し、また、その支援の在り方を多面的に検討することが重要である。(図2)

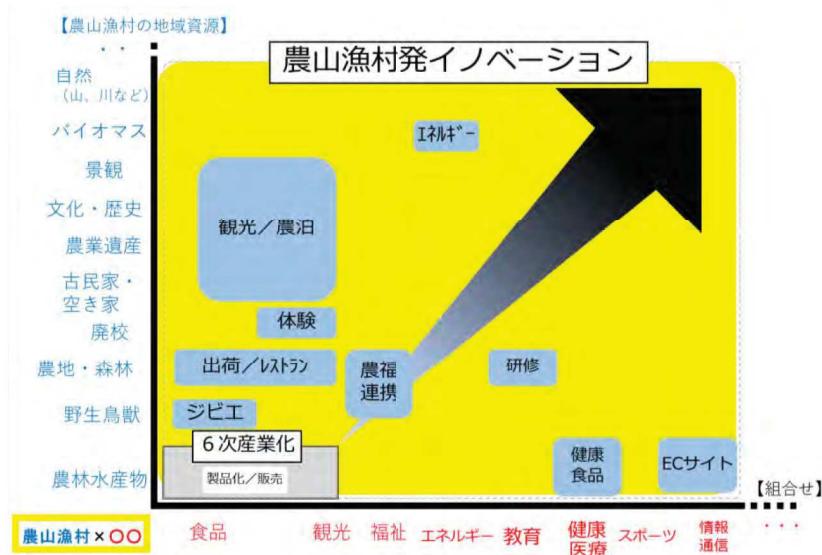


図2 農山漁村発イノベーションの概念図

さらに、地域農業の持続性を確保するとともに食料の安定供給に資するよう、担い手に全農地面積の8割を集積するとの目標に向けて、これまでにも増して農地の集積・集約化を推進し、十分な所得を確保できる農業経営体を育成することで、地域の農業の維持・発展を目指すことはもとより重要であるが、これに加えて、農業生産活動に取り組みつつ、農業以外の事業にも取り組む者(農村マルチワーカー、半農半X実践者)、地域資源の保全・活用や農業振興と併せて地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村地域づくり事業体<sup>2</sup>等、多様な形で農に関わる者を育成・確保し、地域農業を持続的に発展させていくという発想も新たに取り入れて施策を講じていく必要がある。(図3)

<sup>2</sup> 「農村地域づくり事業体」の法人形態については、特定非営利活動法人、農事組合法人、認可地縁団体、一般社団法人等、さまざまな形が想定される。また、将来的には、労働者協同組合(労働者協同組合法は、令和2年12月から2年以内に施行)も想定される。

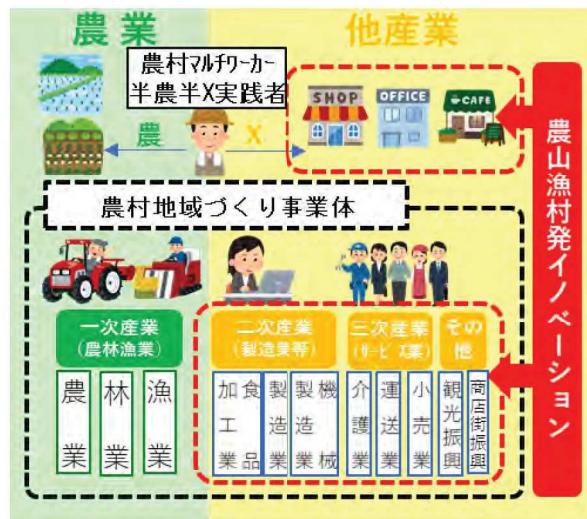


図 3 多様な形で農に関わる者

[検討会における主な指摘]

- ・ 大規模な営農が困難な中山間地域においては、地域の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営を進めることも重要である。また、各事業のボリュームが小さいため、複数の仕事ができるよう、会社が計画的に社員を育てることが必要である。
- ・ 中山間地域においては、資源管理の面から集落機能が大きな役割を果たしており、中山間地域等直接支払制度のような裁量性が高い事業で、「集落戦略」の策定をサポートしつつ集落機能を支援できれば、ボトムアップ的な動きが生まれるのではないか。
- ・ 令和2年基本計画に位置付けられた、農村振興のための「しごと」「くらし」「活力」の3本柱のうち、「しごと」は、農業を含めたマルチワークなど様々な在り方が想定され、産業政策と地域政策をつなぐ「車軸」として大きな役割が期待される。
- ・ U・Iターン等の新たな農業への挑戦者が農業で収入を得られるまでの間、農村において、様々な形で収入を確保するための雇用の受け皿が必要であり、様々な複数の仕事を自営していく人を支援するための制度が必要である。
- ・ 既に各地で行われはじめている「農山漁村発イノベーション」の取組を社会へ発信し、農村における仕事の一つの選択肢として提示し、特に、若者や女性が農村で働きたいと考えた際に、その動きを後押しする必要がある。
- ・ 「農山漁村発イノベーション」は、テクノロジーや時代の変化で進化していくため、無限の形があり、常に新しい価値が生み出されていくものである。イノベーションに取り組む者を発掘して応援するための仕組みが、「農山漁村発イノベーション」を加速するのであり、イノベーションに取り組む者と、地域の企業、団体、行政を結びつける場づ

くりが必要である。

- ・ 「農山漁村発イノベーション」を行う上で必要となる施設については、農業上の土地利用と十分に調和を図る必要があるが、十分な調整が行われたものについては、早期効果発現のため、迅速な手続が必要である。
- ・ 有機農業を営む者や、兼業・副業の農業者、雇用就農形態の半農半X実践者など、多様な主体が農業に取り組むことができる環境の整備が必要である。
- ・ 半農半Xなどのマルチワーク的なビジネスの立て方を考えられ、指導できる人材をしつかり育てていくことが重要である。
- ・ 半農半Xの推進に当たり、農村は、農地が林地や水辺に近接し、農業・林業・水産業の相互の関係の中で蓄積されてきた「地域の知恵」があるので、こうした知恵の活用にも目を向けるべきである。
- ・ RMOには、集落機能の補完的な役割もあれば、新しいビジネスを積極的に展開していく役割もある。
- ・ マルチワーク先の発掘とマッチング、農外からの参入も視野に入れて、主体的に動いていく人材が重要である。地域内外の人が年間を通じて様々な複数の仕事に携わることができる特定地域づくり事業協同組合の仕組みや、労働者協同組合の仕組みを積極的に活用することで、人材のマッチングが図られるほか、農業への関わり方の形が広がる可能性もある。

## (2) 今後の施策の方向性

(1) の基本的考え方や検討会における主な指摘等も踏まえ、以下の方向で施策を具体化すべきと考える。

- ・ 中山間地域のうち、大規模な経営が困難な地域では、令和3年3月に農林水産省が公表した複合経営モデルを、地域の実情に応じてカスタマイズしながら積極的に活用し、地域の特性を活かした多様な農業経営を推進すべきではないか。
- ・ 中山間地域等直接支払制度においては、集落の話合いにより、将来的に維持すべき農用地や担い手を明確化する「集落戦略」がより実践的になるような方策を検討するとともに、集落機能強化等を後押しする加算措置の更なる活用により、「くらし」の視点を含めた地域課題の解決を図りつつ、引き続き、地域の農業の維持・発展に資する取組を推進すべきではないか。
- ・ 農業以外の事業にも取り組む農業者や事業体など、多様な形で農に関わる経済主体が、地域資源を活用して農業以外の分野も含めて事業展開することで、所得確保手段の多角化が図られるよう、従来の6次産業化を「農山漁村発イノベーション」に発展させ、推進するとともに、これに取り組む事業者や団体を支援するため、農業上の土地利用との調和を図りつつ、農山漁村発イノベーション施設等の設置に係る手続の迅速化等のため

の措置等について検討すべきではないか。

- ・ 集落機能の補完の意味合いのみならず、「農山漁村発イノベーション」の主体としても、地域資源の保全・活用や農業振興等を行う農村地域づくり事業体の育成を図るべきではないか。
- ・ 「農山漁村発イノベーション」の推進に当たっては、特定地域づくり事業協同組合の仕組みの活用、都市部の起業家と農村とを結ぶプラットフォームの充実等による地域内外の人材のマッチング支援や、労働者協同組合の仕組みの活用を検討すべきではないか。

### 3 くらしの施策（中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備）

#### （1）基本的な考え方

中山間地域を中心に、高齢化や人口減少により集落機能が低下し、集落そのものは当面維持されるとしても、農地の保全や、買い物・子育てなどの集落の維持に必要不可欠な機能が弱体化する地域が増加していくことが懸念される。

検討会では、高知県における集落活動センター・地域支援企画員の活動や、同県三原村で複数の部会を設置して地域内の様々な活動を実施する事業体についてヒアリングと意見交換を行った。

その結果、構成員の高齢化により、これ以上の活動の活性化には限界がある集落も想定されることから、集落活動に加えて集落の機能を補完するため、地域の有志の協力の下、複数集落の範囲で地域資源の保全・活用や農業振興と併せて、買い物・子育て支援等、単独では採算性を有しない事業も含め、地域コミュニティの維持に資する取組を支援することの重要性が共有化された。

今後は、こうした取組を行う農村地域づくり事業体（農村RMO<sup>3</sup>）を地域コミュニティの維持のために育成するとともに、当該事業体への人材のマッチングを行うことで、農村への人の流れの受け皿の一つとして機能させ、地域資源の最適配分を図りつつ、農村地域が持続的に運営されることが期待される<sup>(図4)</sup>。この事業体のあり方は、地域の実情に応じ、多様な形態が想定されるが、その設立・運営に当たっては、JAなどの地域の農業生産関係機関・団体や、地域で様々な支援活動を行っているNPOなどの団体が連携していくこと、また、既に地域運営組織が活動する地域においては、適切な役割分担を行っていくことが重要である。

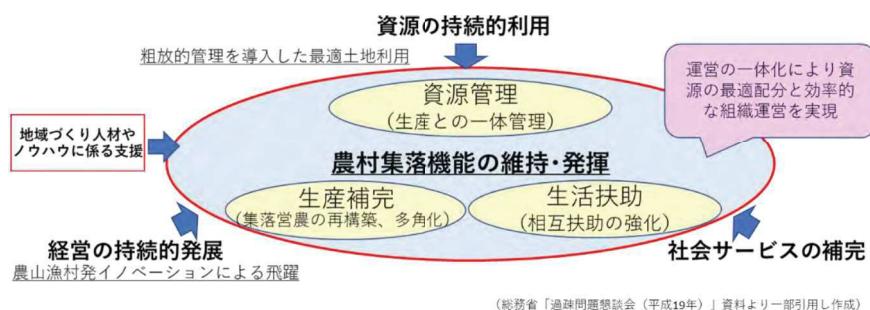


図 4 地域運営のイメージ

<sup>3</sup> 「RMO」とは、Region Management Organization (=地域運営組織)のことであり、「農村RMO」とは、(複数の)集落の機能を補完して、農地・水路等の地域資源の保全・活用や農業振興と併せて、買い物・子育て支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う事業体を指す。

また、持続的な地域社会の実現のためには、食料はもとより、再生可能エネルギー、木材等の資材など、地域で消費される財・サービスを地域内の生産で賄う地域経済循環が必要であり、これは、2050年カーボンニュートラルの実現にも資するものである。このため、地域で消費されるものを見つめなおし、地域内で賄えるよう、民間事業者、行政、消費者等の連携を促進し、流通コストの低減等を図りつつ、持続的なシステムの構築に向け、議論を積み重ねていくことが重要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、テレワークの普及が進むなど、多様な働き方が広まりつつあり、このような流れを田園回帰に結び付けるためには、農村地域における情報通信環境の整備や、生活交通を含めた生活インフラの確保のための施策について、農林水産省と関係府省との連携を強化して推進していくことが重要である。

加えて、近年の豪雨災害の頻発化・激甚化に対応すべく、国土強靭化政策に沿って防災・減災対策の取組を加速化する必要がある。

#### [検討会における主な指摘]

##### ① 集落機能の維持・強化と農村RMOの育成

- ・ 我が国の農村集落は多様性に富んでおり、地域によってその成り立ちや規模感、置かれている状況も様々である。集落機能は、集落そのものに限らずRMOなど多様な組織が担っていることから、まずは、その多様性を認識した上で、規模の経済的な発想ではなく、それぞれの実情に応じた手当てを丁寧に行っていく必要がある。
- ・ 個々の集落や小学校区等の一定の広がりを持ったコミュニティなど、広がりを複層的に捉え、それをつなぎ直す必要がある。例えば、集落だけで儲けることや、エネルギーや交通の投資をするのは無理である。
- ・ 集落に対する負担が大きくなってしまい、人口減少・高齢化が進む中で、集落機能の維持だけでも手一杯であり、更に強化するということは難しい。
- ・ 地域を元気にするためには、連綿と引き継がれてきた各々の集落機能を維持しつつ、やる気のある若者や女性が参画する農村RMOを育成し、集落機能を補完していく必要がある。その際、それぞれの単独事業を捉えて赤字、黒字を見るのではなく、活動全体として収益性を確保し、地域全体でみんなが頑張る土台をつくることが重要である。
- ・ 農村RMOに対しては、一人の特定の成功例の押し付けにならないよう、複数での経営サポートが重要である。
- ・ 集落内の各戸の代表者だけが物事を決めるのではなく、外部から来た人や若者、女性など、多様な人が自律的に参画できる場をつくることで、違う活動が生まれ、地域の中に新しい変化が起き、一人ひとりが暮らしやすい地域づくりにつながる。

- ・ 集落営農組織がRMO化したり、逆に一般型のRMOが農業関与型に変わった農業関与型RMOは、政策の谷間で制度や施策が不十分な可能性がある。農事組合法人が、地域の課題に直面する中で、農業に関連しない事業を行おうとする場合には組織変更が必要となることも課題の一つである。

## ② 安全・安心な生活環境の確保

- ・ 今後は、地域の中で、エネルギーや資源、食料などを循環させ、足りないものもできるだけ近場でカバーするという地域経済循環を推進することが重要であり、こうした考え方沿って、今後何をなすべきかという議論を現場から積み上げていくことが必要である。
- ・ 農村に暮らし続けるためには、安全・安心な生活環境の確保が重要であり、集落排水や情報通信基盤等の生活インフラに加え、生活交通のネットワーク化も含めた小さな拠点の形成が必要である。
- ・ テレワークの定着で田園回帰の動きが加速してくるため、ネット通信環境の整備が重要となる。

## (2) 今後の施策の方向性

(1) の基本的考え方や検討会における主な指摘等も踏まえ、以下の方向で施策を具体化すべきと考える。

### ① 集落機能の維持・強化と農村RMOの育成

- ・ 中山間地域等を中心に、農林地等の地域資源の保全管理が今後も適切に行われるよう、将来の方向性や取組について、「集落戦略」を作成するための話し合い等による合意形成と、これに基づく共同活動を推進すべきではないか。
- ・ 地域資源の保全管理・活用や農業の振興と併せて、複数の農村集落を範囲として買い物・子育て等の地域のコミュニティの維持に資するサービスの提供や地域内外の若者等の呼び込みを行う農村RMOの形成について、地域づくりに係る人材・ノウハウに関する支援のほか、従来の集落営農組織等の農事組合法人が事業を多角化し、農村RMOへと発展するための仕組みについて検討すべきではないか。

### ② 安全・安心な生活環境の確保

- ・ 集落・自治体が描く農村のグランドデザインに沿って、関係府省との連携により、生活インフラはもとより、地域医療や生活交通等のネットワークにも配慮し、小さな拠点を整備するとともに、域内で財・サービスが循環する仕組みを構築すべきではないか。

(図5)

- ・ 総務省と連携して、これまでの実証事業や先進地区のノウハウの集約・横展開、人材の育成・確保を図りつつ、光ファイバ、無線基地局等の整備を進めるべきではないか。
- ・ 田んぼダムの取組拡大等、激甚化する災害に備えるための流域治水対策を国土交通省等と連携して推進するほか、ため池等の豪雨対策を速やかに実施できる仕組みを検討すべきではないか。



図 5 農村から見た小さな拠点のイメージ